

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	BMDシステムの技術的追認用役務 (飛翔体軌道解析装置)	開発 L P S - E 5 8 4 9 0 - 2	
		作 成	令和 6 年 1 2 月 1 0 日
		改 正	令和 7 年 4 月 1 1 日
			令和 8 年 5 月 2 8 日
		作 成 部 隊 等 名	航空開発実験集団

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、電子開発実験群が実施するBMDシステムの技術的追認において、飛翔体軌道解析装置の操作支援等の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C & L P S - Y 0 0 0 1 0 によるほか、次による。

1.2.1 BMD (Ballistic Missile Defense)

弾道ミサイル防衛

1.2.2 飛翔体軌道解析装置

BMDに関する試験計画の作成及び解析を行うためのシミュレーション装置

1.2.3 操作支援等

操作支援及び教育

1.2.4 S T K (Systems Tool Kit)

飛翔体軌道解析装置に搭載されたA n s y s 社（C O T S ソフトウェアの開発・販売を行う米国の会社）製のソフトウェアで、地上、海上、航空及び宇宙にあるアセットを模擬し、可視化、軌道計算、レーダ解析及びパラメータ評価等をパッケージ化した総合ツール

1.2.5 シナリオデータ

シミュレーションのシナリオをS T K で模擬するためのデータ

1.2.6 S T K サーティフィケーション

A n s y s 社が行うソフトウェアの知識・技能に関する認定試験に合格した者に付与される資格

1.2.7 著作権等

著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利）及びその他の権利

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合には、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 1 0 整備技術利用共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）（空幕装第17号令和3年2月8日）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

役務の内容は、S T Kに関する技術的知見を基に、次の各項目について実施する。

a) 操作支援

官側が実施する各種シミュレーションの操作に対する技術的助言及び操作支援

b) 教育

1) シナリオデータを用いた S T K の操作要領及び一部機能の活用に関する教育

なお、教育内容の細部は、電子開発実験群開発評価隊長（以下、“開評隊長”という。）との調整による。

2) 契約の相手方における **表 1** に示すシナリオデータの作成

c) 実施計画書及び成果報告書の作成

1) 2.1 の役務実施に先立ち、**表 1** に示す実施計画書の作成

2) 役務で実施した内容を記録した **表 1** に示す成果報告書の作成

2.2 役務実施場所、人員、工数及び期間

役務実施場所、人員、工数及び期間は、**表 2** による。

なお、役務実施日については、開評隊長との調整による。

品 名	BMDシステムの技術的追認用役務（飛翔体軌道解析装置）
-----	-----------------------------

2.3 臨時技術員の資格

臨時技術員（以下，“技術員”という。）の資格は，2.1 に関する知識，技能及び経験の豊富な者とする他，表3に示す資格を有するものとする。

2.4 技術員の改善

技術員の改善はC&LPS-Y00010の2.3による。

3 監督・検査

監督及び検査は，分支担官が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は，表1に示す提出書類を作成し，開評隊長の確認を受けた後，提出する。

4.2 技術員届

契約の相手方は，臨時技術員届を作成し，開評隊長の確認を受けた後，分支担官へ提出し，確認を受ける。

4.3 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は，役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）に基づき，契約物品又は官給品等について，情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み，組込み，その他官の意図せざる変更を行わず，かつ，そのために必要な相応の管理を行う。

4.4 本役務の実施体制

契約の相手方は，本役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい，契約を履行する業務に従事する個人（以下，“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 履行に必要な設備等を準備できること。
- c) 業務従事者が本役務を実施するのに必要な知識及び技術等を有すること。
- d) 業務従事者が，4.4 c)に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。
- e) 4.4 d)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4.5 立入制限場所への立入

部隊長の定めた立入制限場所への立入る必要がある技術員は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

4.6 著作権等

著作権等は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約を履行するに当たり、第三者が有する著作権を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約の相手方は、この契約において作成した著作物が第三者の著作権を侵害しているとして、第三者が官側に対して損害賠償請求、差止請求等を行ったときには、当該第三者との交渉、訴訟等の対応を行うとともに、対応に要した損害賠償金、見舞金、訴訟費用、弁護士費用、諸費用等の金額を負担しなければならない。
- c) この契約において作成した著作物において、著作権が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻訳、翻案、複製及び貸与（以下、“利用”という。）することが可能である
 - 1) 契約の相手方は、著作権法に規定された著作権（財産権）（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。）を官側に譲渡しなければならない。
 - 2) 契約の相手方が契約以前から有していた著作物の著作権等は、契約の相手方に留保する。ただし、官側はこれらの著作物を、契約の相手方の同意のもと、守秘義務を課したうえで第三者に利用させることが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒んではならない。
 - 3) 契約の相手方は、官側に対し著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
 - 4) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が生じた場合は、その都度官側と協議して解除する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けなければならない。

4.7 官側における支援

契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合には、監督官と事前に調整のうえ、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 部隊等内の事務室の使用
- b) 現地における電力及び水の使用
- c) 隊内電話の使用

品 名	BMDシステムの技術的追認用役務（飛翔体軌道解析装置）
-----	-----------------------------

4.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合には，監督官を通じて分支担当官に申し出る。

品 名	BMDシステムの技術的追認用役務（飛翔体軌道解析装置）
-----	-----------------------------

表 1－提出書類

番号	提出書類	媒体	部数	記載事項	提出期限	提出先
1	実施計画書	紙	各 1 部	1 役務の概要 2 役務の日程 3 役務の実施体制 4 教育の概要及び 細部内容 5 その他必要事項	契約締結 後，速やか に	電子開発実験群 開発評価隊長
2	成果報告書			1 実施年月日及び 時間 2 実施場所 3 人員 4 操作支援等の 内容 5 その他必要事項	納期まで の間で作 成後，速 やかに	
3	シナリオ データ	DVD		—	納期まで に	

表 2－役務実施場所，人員，工数及び期間

役務実施場所	人員（最大）	工数（最大）	期間
電子開発実験群 （府中基地）	2 人／日	1 3 1．7 5 H	令和 8 年 8 月 1 日 ～ 令和 9 年 7 月 3 0 日

注記：原則として，土曜日，日曜日及び祝日の役務は実施しない。

なお，1 日の役務時間は，役務実施場所の日課時限を基準とする。ただし，監督官が必要と認めた場合にはこの限りではない。

品 名	BMDシステムの技術的追認用役務（飛翔体軌道解析装置）
-----	-----------------------------

表 3－資格要件

番号	資格要件
1	飛翔体軌道解析装置で使用するツール（STK）に関する技術的知見を有しているとともに，STKサーティフィケーションを保有している。
2	飛翔体軌道解析装置で使用するツール及びそのライセンスファイルのインストール，各種データベースの更新，動作検証並びに不具合等発生時の対処について，技術的助言及び操作支援できる能力を有している。
3	官側が実施する各種シミュレーションに必要となる操作に対して，技術的助言及び操作支援できる能力を有している。